

令和 2 年 4 月 28 日以降

に出産された皆様へ

千早赤阪村子育て応援特別給付金のご案内

千早赤阪村では子育て世帯への独自の支援として、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれたお子さんを対象に、子育てに係る生活支援として、新生児一人につき、村独自の措置として 10 万円を支給します。

給付金の概要

【申請できる方】

- ◆令和 2 年 4 月 27 日時点で千早赤阪村に住民登録があり、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までに子どもを出産された方

【申請要件】

- ◆引き続き本事業の申請日時点において、本人及び生まれた子どもの住民登録が本村にある方

【支給金額】

- ◆期間内に生まれた新生児一人につき 10 万円

申請に必要な書類

- ◆千早赤阪村子育て応援特別給付金支給申請書
- ◆申請者(出産された方)の公的身分証明書の写し
- ◆申請者(出産された方)名義の通帳等の写し

申請が必要です。詳細については下記担当までお問い合わせください